

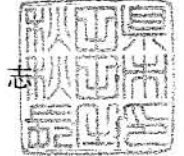
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮城県仙台市泉区鶴が丘二丁目15番地の16

氏名 株式会社安部工業
代表取締役 安部 竜司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

秋田市長 穂 積



許可の年月日 平成18年1月15日

許可の有効年月日 平成23年1月14日

1. 事業の範囲

種類	取扱	特記事項	種類	取扱	特記事項
燃え殻	○		ゴムくず	○	
汚泥	○	含水率85%以下のものに限る。	金属くず	○	
廃油	○		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず※	○	
廃酸	○		鋳さい	×	
廃アルカリ	○		がれき類	○	
廃プラスチック類	○		動物のふん尿	×	
紙くず	○		動物の死体	×	
木くず	○		ばいじん	○	
繊維くず	○		政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	×	
動植物性残さ	○		自動車等破砕物	○	
動物系固形不要物	×		石綿含有産業廃棄物	○	

以上取り扱う産業廃棄物は特別管理産業廃棄物であるものを除く。

【備考】・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、
「×」は取り扱うことができないものを示す。
・※コンクリートくずにあつては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設区分	施設所在地	産業廃棄物の種類	保管施設面積	保管量上限	保管高さ

【備考】・「保管高さ」は、処理基準により認められている保管方法における保管最高点を示しています。

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

許可証書換年月日：平成15年11月14日 組織変更による許可証書換え
 変更許可年月日：平成15年12月1日 取扱い種類追加（燃え殻、汚泥（含水率85%以下のものに限る。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、ゴムくず、ばいじん、自動車等破砕物）
 更新許可年月日：平成18年1月15日
 許可証書換年月日：平成21年8月6日 代表者変更および石綿含有産業廃棄物の記載内容追加による許可証書換え

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

○ ・ 無